

児童館の再編についてご説明します

児童館の機能は継承し、充実・発展させていきます

SUGINAMI



児童館がなくなるの？



児童館の機能や役割がなくなる訳ではありません。児童館で実施している事業は、小学校などで引き続き実施することとし、ニーズに応じて充実・発展させていきます。

- 現在の児童館は施設規模等の制約があり、現状のままでは、利用者数が増加している「ゆうキッズ」や学童クラブの需要に十分応えられません。そのため、児童館という施設にとらわれることなく、次のとおり、段階的に事業を継承・発展させていきます。
- 例えば、小学生の放課後等の居場所や学童クラブは、身近な小学校内に必要なスペースを確保して実施します。また、「ゆうキッズ」は、学童クラブ移設後の小学校や、新たに9か所程度整備する（仮称）子どもセンターなどで、実施箇所数・時間帯・プログラム内容を拡充して実施します（裏面Q&A参照）。
- こうした再編の取組が実現するまでの間は、児童館の運営を継続していきます。



児童館の再編はどのように進めるの？



再編は丁寧かつ段階的に進めます。30年度までは、3か所の児童館でモデルとなる取組を行っていきます。

- 和泉児童館は、小中一貫教育校（学童クラブ併設）の開設後、28年度から小学生の放課後等居場所事業を一貫教育校内で実施するなどの取組を進めます。
- 下高井戸児童館は、高井戸第三小学校の「ゆうゆう館」仮施設等を活用し、29年度から小学生の放課後等居場所事業と学童クラブの小学校内実施などの取組を進めます。
- 成田西児童館は、27年度から小学生の放課後等居場所事業を杉並第二小学校内で実施し、30年度に既存の校内学童クラブの拡張などの取組を進めます。



Q . 児童館の利用状況は、どのように変化しているの？

- A. 児童館は0歳から18歳までを利用対象とする施設です。この間、小学生の一般利用（学童クラブ以外）はおおむね横ばいで推移していますが、乳幼児親子と学童クラブの利用は大幅に増加（※1）しています。限られた施設スペースの中で、これらのニーズの変化に的確に対応するには限界があります。

Q . 小学生の居場所や学童クラブを小学校内で実施する理由は？

- A. 近年、児童の行き帰りの安全面などから、学童クラブの小学校内への設置（※2）を求める保護者からの意見・要望が高まっています。また、児童数が減少傾向にある中で、各小学校には教室や敷地内に一定の余裕が生じてきています。こうした実態等を踏まえ、小学校を有効活用して実施することとしたものです。

Q . 「ゆうキッズ」は、どうなるの？

- A. 核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭が少なくありません。こうした中で、乳幼児親子が気軽に集い、子ども同士・親同士の交流や子育てに関する情報交換を行う場である「ゆうキッズ」の役割は大きいと考えています。そのため、学童クラブ移設後の小学校や新たに整備する（仮称）子どもセンターなど、身近な地域で引き続き実施していきます。

Q . （仮称）子どもセンターは、どのような施設なの？

- A. （仮称）子どもセンターは、現在は本庁舎のみで行っている保育園入所相談などの子育て支援サービスの利用相談・情報提供をはじめ、「ゆうキッズ」や一時預かり保育などを総合的・一体的に実施し、子育て中の保護者が利用しやすい、身近な地域の新たな子育て支援拠点としていく考えです。これは、27年度から本格施行が予定されている「子ども・子育て支援新制度」（※3）に向けた取組の一環となるもので、保健センターや再編後の児童館施設を活用して9か所程度を整備していきます。

Q . 中・高校生の居場所は、どのようにするの？

- A. 各児童館には総じて、中・高校生の専用スペースが無く、閉館時間が比較的早いことなどから、中・高校生の利用は多くありませんが、次代を担う青少年が気軽に集える居場所は必要（※4）です。今後、施設再編整備で生み出された施設等を活用することを視野に、新たな居場所づくりを検討・具体化していきます。

Q . 児童館で行ってきた地域の行事などは、どうなるの？

- A. これまでも地域や団体の方々の方々の協力を得て、児童館を拠点として、幅広い世代が集い・交流する行事などが行われてきました。地域への愛着度を高め、人々のつながりを一層強めるためにも、こうした地域行事は重要であり、（仮称）子どもセンター等を中心に、それらの取組を支援する機能を継承していきます。

- ※1. 24年度の全児童館における年間利用者数は、3年度と比較して、乳幼児で約4万5000人の増（27.8%増）、学童クラブで約13万7000人の増（50.5%増）となっています。
- ※2. 既存の学童クラブ49か所のうち、すでに9か所が小学校内で学童クラブを実施しています。
- ※3. 昨年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく新制度では、区市町村を実施主体として、保育の量的拡大・確保をはじめ、総合的に地域の子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。
- ※4. 41か所の児童館のほか、中・高校生を主な利用対象とする、1か所の児童青少年センター「ゆう杉並」（荻窪1丁目）があります。